

## 第 55 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

平成 27 年 12 月 14 日(月) 午後 1 時から午後 4 時 20 分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 16-1 岩手県水産会館 5 階 大会議室

### 3 出席者

【委員 (9 名) 敬称略・五十音順】

齊藤 貢

佐藤 きよ子

佐藤 久美子

島田 卓哉

篠木 幹子

鈴木 まほろ

鷹觜 紅子

平塚 明

由井 正敏 (途中退席)

【事務局】

環境担当技監兼環境保全課総括課長 松本 実

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 臼井 智彦

自然保護課 技術主幹兼自然公園担当課長 本木 正直

その他関係職員

【事業者】

インベナジー・ジャパン合同会社

安比地熱株式会社

### 4 議事

(冒頭、事務局から、北川委員及び松木委員の辞任について了承したこと、環境生活企画室から事務説明があること、今回は、委員 13 名中 9 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していること及び諸事情により、会長が途中退席するため、以降の進行を職務代理者である平塚委員にお願いすることについて報告し、さらに、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

#### (1) 環境生活企画室からの説明について

(環境生活企画室から、岩手県で策定した「岩手県風力発電導入構想」及び「岩手県内に

おける再生可能エネルギーの導入目標と導入実績」等について説明がありました。)

[会長]

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、環境生活企画室から、岩手県風力発電導入構想等について説明がありましたが、何か質問がありましたら、出してください。

[篠木委員]

ご説明ありがとうございました。

2点伺いたいです。

1点目ですが、もともと平成32年に目標とされていた風力の「575」という数字の意味を伺いたいと思います。

というのも、この審議会で常に話題になるのは、こういった大規模開発というものは、生態系に多大な影響を与える、その与えられた影響の結果、取り返しのつかないことになる、だからやる際には環境に気をつけましょうということで、この委員会があると思うのですが、そういった中で、この「575」というのはどういう位置づけなのか、つまり、このくらい最低でも足さないと岩手県の目標は達成されないとか、そういう最低ラインの数字なのか、それとも、「風力王国岩手」みたいなことを打ち出すための非常に高い目標なのか、というのが一点です。

もう一点は、今ご説明していただいた選定地域に、更にどんどん、どんどん導入しないとこの数字が達成されないという意味で、先程のような地域が選定されているのでしょうか。

これらについて教えていただければと思います。

[会長]

お願いします。

[環境生活企画室]

まず、一点目の575MWの根拠についてですが、これにつきましては、策定当時に、県内で、開発を検討している事業者さんに聞き取りを行いまして、その中で、実際平成32年度までに、開発を検討しているものを積み上げた数字になります。

なので、政策的に、例えば、もっと倍増しようとか、1000M上げようとか、そういう、政策的に決まった数字ではなくて、あくまでも、その当時、県内でこのくらいやりたい、進めたいと思っている事業者さんの積み上げの数字です。

ところが、平成24年度からだったと思いますが、1万kW以上が、法アセスの対象案件になりまして、実際、今まで2年間くらいで自主アセスをすれば良かったものが、例えば、実際風況観測を2年やらなければならないとか、より慎重な開発が必要だという状況になりましたので、そのために、結果的に、案件が遅れているという状況も一つございます。

なので、今回、温暖化対策実行計画を見直したところ、476MWというふうに、ある意味、下方修正といいますか、目標値を下げているのですが、これは、やはり、より慎重にやっていたらなければならないだろうということで、精査をしまして、この数字に見直しをしているという現状でございます。

もう一つは、導入構想を策定する時に、達成されないのではということだったのですが、実際に、この導入構想を立てた時というのは、「575」と立てたのですが、実際には、1件も開発がないという状況でしたので、いずれ、何か手を打たないと、このままでは、岩手県内では全く開発されないで、隣の青森、秋田でどんどん開発がされて、岩手だけが開発をされないという危機感もあったのも事実でございます。

なので、せっかく、岩手県内は、全国2位のポテンシャルがあるということですから、出来るエリアというのはまだある、いわゆる、検討していないエリアというのは、まだあるのではないかと。そういうことから、そういう所の掘り起こしをしたいということで、何とか目標値に近づけていきたいということで、県としては、その地域を選定したということです。

実は、県内の風況概要調査は、平成10年に1度、全県で調査をしております。

その結果として出来たのが、釜石のユーラスさんです。ユーラスさんのところは、それをきっかけにして、事業誘致をして、風力を開発したという地点になっております。

[会長]

今後の積み上げのエリアは、この図以外の所でも、推奨するということになりますか。

[環境生活企画室]

推奨するというよりは、現在、アセスの中で検討を進めているというところの積み上げ、事業者さんが前向きに検討しているという所でございます。

なので実は、今回の地球温暖化対策実行計画の見直しの中で、先程、平成32年度の導入想定量という呼び方で、実は申し上げたのですが、現行の計画は、目標値というふうにしておりました。

その目標から、各エネルギー種別ごとに、例えば、今問題となっているのは、太陽光に偏って導入が進んでいるということです。

MWを稼ぐ場合にはいいのですが、実際、私達が使っているのは、電力の量なので、そういったことを考えると、太陽光よりは風力、風力よりは地熱という形で、設備両立という言い方をしますが、そういったところが出来るだけ高い所を導入していく、いわゆる、量より質に変える必要があるのではないかとということで、今回の平成32年度の各エネルギー種別については、目標量ではなくて、想定される量ということで積み上げの根拠としているところでございます。

[会長]

よろしいですか。

では、平塚委員。

[平塚委員]

太陽光に関しては、当初の目標を大幅に見直して、更にそれに対して今、目標を導入想定量に名前を変えられたと。今仰ったような前提があるにも関わらず、相当増やしていますよね。

それに比べると、風力は、より慎重に進めていこうということで下げられた、それから、今日の後半の話題にも関わってくる地熱に関しても目標を下げられると。

これは、同じようなご説明になるのでしょうか。

[環境生活企画室]

実際、環境変化として、地熱に関しては法アセスをしない、例えば 7,500kw 以下であれば、法アセスはいらぬということになっているのですが、だからといって、短期間で開発が出来るものではないと我々の方でも考えておりますので、いずれ、地域住民への説明であるとか、特に地熱の場合は、地元の企業になりますので、今、八幡平の方でもコミュニケーションを取りながらやっていますけども、同じような地域との連携ということをちゃんとやりながら、ただ単に、一部の他県であるような太陽光の投資案件という話にならないように、きちんとゆっくり進めていきたい、確実に進めていきたいというふうに考えております。

[平塚委員]

わかりました。

数字だけ見ていると先程仰った量より質というのが、よく理解出来ないのですが、背後には、そのようなお考えもあるということですか。

[環境生活企画室]

そういうことです。

[平塚委員]

わかりました。

[会長]

他に何かございますか。

[鷹嘴委員]

ちょっとお聞きしたいのですが、この想定される量ですが、これが 475MW というのは、風力発電につきましては、その時に既に操業が開始されているということですか。

といいますのは、今こういう事業計画の案が沢山あるわけなのですが、その目標になる平成 32 年以降に、事業が開始されるものも沢山あると思うんですよ。

それで今、実行計画の見直しをされているということなのですが、それにあたって、平成 32 年以降の数値的な、大体このくらいだろうという見通しみたいなものはあるのですか。

実際、この委員会でも、何基設置するのかきちんと決まっていぬ、もしかしたら、ここはあまりよくないのではないかというものもあり、そういう中での見通しみたいなものは、凄く難しいと思うのですが、平成 32 年度以降、結構あるのではないかと思うのですが。

[環境生活企画室]

平成 32 年度以降の見通しというところですが、平成 32 年度以降にも、今進められている開発案件が、いくつかあるというふうには聞いております。

一方で、送配電網の問題が、実はございまして、岩手県内は、人口密度がかなり低い、全国

的に見ても、県内に 130 万人しかいないという中で、本州で一番広いという県土なので、密度が低いということは、当然、送電線の線が細いのです。

ですので、自然エネルギー自体は沢山あるのですが、それを繋いで、例えば、電力消費地である東京に送れないという状況が、今現在、起こっております。なので、ただ今、検討しているのは、送電線のところはまず置いて、開発できるかどうかというところを検討していただいているというのが実情ではあります。

その送配電網のところが、何とか解決すれば、導入は当然増えてくると思うのですが、ある一定のところでは、実は、頭打ちになる可能性もございます。

現実には、太陽光発電につきましては、今年の 2 月に固定価格買い取り制度の見直しが行われまして、例えば、東北電力が、一年間 365 日、もし「止めてね」と言われても、断れないというものを一筆書かないと送電線に繋げないというような厳しい条件が、実は付けられています。

風力発電も、具体的な日付けは忘れてしまいましたが、東北電力の方で、新たに風力発電の導入枠というのを設定しまして、それを超えた場合には、太陽光と同じように 365 日、もし、「風車を止めてね」と言われても、「はいわかりました」というのを一筆書かないと、連系出来ないということになっています。

逆に言うと、その辺が見通せない要素の一つだということです。東北電力管内なので、岩手県だけではなくて、青森、秋田、新潟、宮城、山形、福島までを含めてのエリアになりますので、風力発電の今後は、かなり厳しいという状況があるだろうと思います。

一方で、国の方でアセスを簡略化しようという動きがありまして、目標値として、期間を半分にしようという動きが、地熱なり、風力に関してございます。

そういうのが出てくると、今まで、32 年度以降に計画していたものが半分になりますから、概ね 4 年くらいといわれているのですが、2 年間で出来るようになるというふうになれば、もしかしたら、32 年までに前倒しで開発ということも出てくるかもしれません。

ちょっと答えになってないのかもしれませんが、いずれ、32 年までということ、ここ直近ではこのくらい、それ以降にも、いくつかあると見ているところでございます。

[鷹嘴委員]

わかりました。

[会長]

はい、他にありますか。

どうぞ。

[島田委員]

最近の案件を色々見ていると、今回、例えば、想定する地域で想定導入量というのが書いてありますが、一部事業で、これを既に超えているところがあると思います。

具体的には言いませんが、例えば、稲庭関係のところは、既に超えているという気がします。

そういうものがいくつもあるという時に、県としては、調整をするとか、抑制するとか、そういうことは考えているのですか。

[環境生活企画室]

風力導入構想、ここで想定している、例えば、100とか、40とか、それより大きい開発になったらということですが、事業者さんが大きな開発をされているのは、理由が一つございまして、先程の送電網の連携というのが、実は支障になっていまして、県の風力発電導入構想を作る動きもそうなのですが、今、送電線が、かなり厳しい状況になっておりますので、いわゆる上位系統の、太い基幹となるような送電線に繋いで、売電するということが当然考えられてくるのですが、そうすると、それに使うための設備費用が、例えば、変電所に近いところで、10億というように、通常の風力開発よりもとんでもなく巨大なお金がかかってしまうということがございます。そうすると、それを、スケールメリットで、ある程度カバーしていかなければいけないということがございます。

なので今後は、一社で大きく検討しているというケースもあるのでしょうか、近隣の事業者さんが連携して、一つの大規模な連系設備みたいなものを作って、一括でやるということも想定されます。

だから、大規模開発をすること自体には、その規模自体に県として、何も言うつもりはないです。結果として、採算が取れる事業として成立して、それが、ちゃんと地域に還元されて、地域ですっと、事業としてやっていただけるということだと思いますので、そういった制度の中で、何もいう事は無いのですが、ただそれが、大規模に、森林を伐採したり、環境に影響を与えることになってしまうと本末転倒なので、それについては、この審議会や、実際の運行状況の中で、指導していくという形になっていくだろうと思います。

[島田委員]

わかりました。

[会長]

他にございますか。

はい、お願いします。

[鈴木委員]

導入可能性が高い地域ということで、想定されている二つの地域では、牧野や、牧場への設置が想定されているのですが、実際問題として、牧野や牧場で計画しているものは、割合的には低くて、牧野には設置できないので、周辺の森林を切ってという計画の方が多いと認識されているのですが、現状で、そのあたりは、既に、想定と矛盾する状況が起きているというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

[環境生活企画室]

本来であれば、県としても、風力開発については、実際には、素人ですので、やはり事業開発、事業性が成り立つのかというのは、風力発電のプロの方に見ていただくのだろうということだと思います。

ただ、素人の考えの中で、通常は、造成とか、土地を切って何かをするというのは、当然お金がかかる話なので、牧野の中でやる方が、単純に考えて、経済性は高いと思います。

実際に、岩手県企業局が作っている稲庭高原風力発電所も、牧野の中に建っております。そうやって、牛等と共存するような風力開発になっています。

ところが、そういう形ではなくということは、例えば、何らかの土地利用の規制があったりとか、そういった何らかの障害があると思います。なので、県として導入構想を策定した時も、そのエリアを、全体的にいいとしたわけではないので、やはり、森林や農地に配慮しなければならないことはいっぱいあるだろうと思います。それは、個別に精査していただくということしかないだろうと思います。

あとは、農産漁村再エネ法という新法もございまして、農地の中で、農地に還元するような風力開発であれば、農地転用を認めるというような特例も有るのですが、そういう方法を取るのベストなのか、それとも、近隣で必要最低限の土地の造成で開発をした方が経済性が高いのか、そこら辺は、実際の事業者さんの判断というか、検討があるのかなというふうに思っております。

[会長]

今言った農山漁村再生可能エネルギー法ですが、平成 25 年に出来て、市町村と事業者が協定を結んで、市町村に何らかのメリットを還元できるシステムが合意されれば、農地転用が、一種農地でも容易になると。最近、そういう方向に進んでいると。それでいいですか。

[環境生活企画室]

農地が、牧場の中にあつた方が環境影響として低いのか、それとも、隣の木を切つた方が低いのかということについては、私も判断しかねるのですが、何となく牧場の方がやりやすいのではないかなという気はします。

ただ、もしかして、近くの木を一部だけ切るほうがメリットがあるのかなといったところで。そういったことを見て、判断していくというところなのかなと思います。

[鈴木委員]

いくつかの例を見ますと、明らかに農地関係の法律、規則の方が障害になっているように思われる例があります。そちらのハードルを下げるような政策というものもあるのかなというふうに考えていたのですが、まずは、わかりました。

[会長]

もう一方、お願いします。

[佐藤久美子委員]

先程の島田委員のご質問と、今日のこれからのアセスに関連するのですが、ほぼ同じエリアのところの開発計画があるという場合には、その事業者さん同士の話し合いなのか、それとも、ある程度、県や市町村がどちらかを選ぶとか、もしくは調停されるかということはあるのでしょうか。

[環境生活企画室]

事業者の重複についてですけれども、県としては、この導入構想を策定するときに、その構想エリア内でやる事業者さんを、公募で決めようということを検討しておりました。

ところが、実際に想定したエリアに対して、例えば、自治体として、このエリアはOK、このエリアは駄目というような、県として「ここはいいよ」と言ってしまうと、免罪符的なものを与えてしまうというリスクがあります。

もう一つは、エリアがあまりにも広いために、民有地とかも当然入ってくるわけです。そうすると、ある日突然、自分の民有地の土地のところに、県が、ここに風力の導入を予定する事業者が決まったなどという、それはそれで、やはり問題があるだろうと思います。

なので、県としては、あくまでも、このエリアがよさそうだとするところに留めて、実際に、開発するにあたっては、風力発電の開発と同じような手順で、事業者の方が、そこで調査を行い、地権者との交渉をやっていただくというように考えています。

その結果、重複するエリアの開発が出てきているということは、事実でございます。

ただ、地権者の方も、どちらの事業者に貸すかという段階で、その判断を迫られることになると思うので、最終的には、その民有地の所有者の方の判断の積み重ねということになるんだろうと思います。

その際に、地権者の方で、混乱が生じる可能性もあるので、その時には、今、導入構想連絡会の中で、市町村に話をしておりますので、その市町村の方で、地権者の方との協議であったりとか、一部県有地であったり、市町村有地であったりするケースもあるようですので、地権者であれば、その事業に対してイエス、ノーという判断を言えるのだと思うのですが、自分の土地ではないところにイエス、ノー言うのはおかしい話だと思っておりますので、その中で、環境影響評価の次のステージ、次の次のステージになるのかもしれませんが、この段階では、先程事業として、エリアを二つに分けて連携みたいなものもあるのだろうと思って、まずは、事業者さん同士で検討してもらって、後は、セーフティネットとして、何か情報があれば、県の方で、対応できる体制を整えていくということになります。

[佐藤久美子委員]

わかりました。

ありがとうございます。

[会長]

国有林の場合は、準備書が先に届いた方が勝ちという話もありますが。

はい、他はよろしいですか。

一つだけ、簡単なやつを、お聞きします。

第1ページ一番下の、二つ目の枠の「再生可能エネルギーによる電力自給率」についてです。32年度に35パーセントで、もう一つ、参考1も35パーセントですけれども、合計の発電量がかなり違っているけれども、同じだというのは何でしたか。

[環境生活企画室]

発電の種類によって、得られる電力量というのが変わります。



例えば、一番わかりやすいのは太陽光なんですけど、太陽光は、日中8時間しか発電出来ませんので、メガソーラーだったとしても、結果、地熱発電は、24時間発電できますので、8時間しか発電しないと、ましてや、曇ってくると、発電しないというものと比べてしまうと設備が大きくても中々電力量として取れないということがございます。

ですので、太陽光だけ進めていても、自給率というのは中々上がってこないというところなんです。なので、地熱であるとか、風力であれば、太陽光の倍くらい効果があるんですけども、そういった地熱であるとか、風力であるとか、そういったところを何とか進めていきたいと思っています。

地熱も、出来る所は九州と、あとは東北しかないんで、全国のエネルギー基本計画を国で決めましたけども、あれを達成するためには、風力であれば東北・北海道、地熱であれば、九州と東北が進めないと、結局、国の目標も達成できないというところなんです。お隣の県で出来るのであれば、岩手県でもぜひ検討してもらって、岩手の産業に何とか繋げて行って欲しいというのが、導入目標の他にあっていうところなんです。

[会長]

わかりました。

発電能力の違いなのですね。

では、時間が少しオーバーしていますので。

これでもう退席されますか。

[環境生活企画室]

はい。

[会長]

わかりました。

では、何かあったらまたよろしくお願いします。

[事務局]

事務局から一点だけ補足でございますけども、今ご説明していただいたのですが、私ども岩手県といたしましては、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーというのは、導入を進めていくというのが、基本的スタンスになっております。

今日ご指摘がございましたように、風力発電の規模、どのくらいの電力量というよりも、やはり、個別の事業において、環境影響が出ている、もしくは、今日ご指摘がございましたように同じような場所でやることによって累積影響が出ている、こういった所が、たくさん導入されると課題になってくるだろうと思います。

私どもで、事前調整ができれば一番よろしいのですが、専門的な見地での調整というのも難しいところがございますので、そういった中、案件が多い中で、大変恐縮ではございますけども、引き続き、風力発電等の案件につきまして、ご審議いただければと思っております。

私どもも出来るだけ累積影響であったり、同じような場所での影響であったり、少し離れていても影響がある場合等、そういったところについては、知事意見を形成する際に考慮してい

きたいと思っておりますので、今後ともご審議の方を、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

[会長]

はい、どうもありがとうございました。

それでは、議事の一番目、(仮称) 稲庭風力発電事業の審議に入ります。

(2) (仮称) 稲庭風力発電事業について

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(インベナジー・ジャパン合同会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。

それでは、事業者から説明いただきますが、20分程度でよろしく申し上げます。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

それでは、ただ今の説明につきまして、内容の確認も含めて、最初にご質問があればお願いします。

知事意見形成のための意見は後にします。また、希少動植物に関する意見については、今説明されたうちの一般的事項について審議頂いた後に、会議を非公開として行うことにいたします。

それでは、皆様の質問をまずお受けします。事業の説明と、予め出した意見に対する質問をお願いします。

[鷹嘴委員]

143 ページなのですが、この中で、紫の部分は、建物の配置というご説明でしたけども、その際に、この事業区域の太い枠の中に、かなり中央の方まで紫の色が塗られた部分があるのですが、そもそも当初は、これほどの事業区域ではなくて、道路を改変する予定があるから、このように事業区域を広げた、というご説明でしたけども、それは、当初の段階でも、紫の建物というのは入ってたのですか。

[事業者]

当初から、事業を進めていく区域の中に入っています。

[鷹嘴委員]

事業区域の中に、建物が実際にあって、ほとんど人は住んでいないというご説明でしたよね。

ただ、こうやって見ると、事業区域の中に、道路沿いに建っている建物というのがありますよね。そうすると、どうしても人が住んでいるのではないかなと考えざるを得ないような場所があるのですが、それも全然、人が住んでいないのですか。

[事業者]

例えば、事業実施想定区域の一番南側に、先程申し上げた、Wのように出っ張っているような所、ちょうど鹿ノ又というところですね。ここには、いわゆる高規格道路がありますので、その地域は、確かに人が住んでいます。

一方で、実際に、稲庭岳に近づいていく地域、例えば白樺野ですとか、高曲原の道路は、ポツポツと紫の点があるのですが、こちらについては、人が住んでいません。

[鷹嘴委員]

北側の方にもありますよね。北側の方にも、人が住んでいるようなところが事業想定区域内にあるのですが、そこも、おそらく人が住んでいないのですよね。

結局、それらの場所を、当初よりも、事業範囲として広げたということですか。

[事業者]

実際に人が住んでいないからというわけではないのですが、当初、この辺に、風車を置く可能性があるというところで、事業想定実施区域を引いておりますので、それで、実際線を引いてみたら、この点が入っていたという地点です。

[鷹嘴委員]

今度は、144 ページの評価結果というところで、下から 2 行目くらいのところに「風力発電機までの距離の確保や配置計画の検討を行い、必要な保全措置等を検討することで、建物等への重大な環境影響は回避又は低減される可能性が高い」とありますが、人が実際に住んでいるところが事業想定区域内に含まれるということについて、どういうお考えなのかお聞きしたいのですが。実際に、影響がないということはないと思うんですよね。

[事業者]

実際に、例えば、風車からの騒音ですね、これは、一般的には 500m ないし、1 km というのが、騒音の影響が出るか出ないかの距離だと言われてはいるのですが、実際に、1 km の範囲に入るところには、風車の計画が固まっていないので、何とも言えないところはあるのですが、なるべく人が住んでいる所からは、離隔を取るということ、今後検討していきたいと思えます。

[鷹嘴委員]

実際、風車の配置がまだ決まっていないというところですから、その辺のところがよくわからないのですが、とにかく実際に人が住んでいるわけですから、例えば、景観にしましても、

眺望点からだけではないのですよね。実際に人が住んでいるところから、風車等がどういったものに見えるのか、そういったものも色々ありますので、その辺のところは、十分にわかるようになりたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。

[会長]

今の鹿ノ又のところは、国道をまたいでいるのだけれども、これは取り付け道路が入るとい  
う意味ですか。一番南ですが。

[事業者]

これは、そうですね。ここは、取り付け道路を、もしかしたら、拡幅するかもしれないです。

[会長]

そういうことですね。

国道の上とか、住居の隣に建つわけではないですね。

いずれ、影響のあるところには、そもそも建てられないと思いますけどね。

他に、一般的事項について、お願いします。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

緑の回廊の質問が何件が出ていて、国有林について森林管理署に協議するとあるのですが、  
ここは、多分、民有林を対象とした緑の回廊も、後から付けて合わせてあると思います。

だから、民有林は県が担当だと思うので、あるいは、地元市町村かもしれませんが、ちゃんと管理規程とか、目的とかを書いた文書がありますので、それも確認して、民有林についても問題がないかどうかを、聞いておいて下さい。お願いします。

[事業者]

承知致しました。

[会長]

はい。

他は、よろしいですか。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

それでは、知事意見形成に向けての皆様への追加の意見がありましたら、一般的事項についてお願いします。

(他の委員からの意見・質問なし)

よろしいですか。もう事前質問と回答の中で、大体わかったところはわかったし、わからなかったところは、多分、知事意見の中にそのまま入っていくと思います。

では、よろしいでしょうか。

では、ここで、一旦、非公開にしたいと思いますので、事務局にお任せします。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

再開します。

それでは、各委員が述べられた意見を審査会の意見とします。事務局におかれましては、これらを踏まえて本件配慮書に関わる知事意見を作成されるようにお願いします。

以上で(仮称)稲庭風力発電事業配慮書の審議を終了します。

事業者の方はご苦労様でした。

[事業者]

ありがとうございました。

[会長]

それでは、ここで一度休憩に入ります。

再開は15時05分とします。

なお、冒頭に事務局から説明があったとおり、以降の進行は平塚委員にお願いしますので、よろしくをお願いします。

(3) 安比地熱発電所設置計画(仮称)計画段階環境配慮書について

[平塚委員]

それでは、後半は、職務代理者である私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議題、安比地熱発電所(仮称)設置計画計画段階環境配慮書の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(安比地熱株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[平塚委員]

県事務局から、事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。  
それでは、事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[平塚委員]

これから、事前に各委員から出されました質問に対する回答をお願いしますが、希少動植物に関わる質問については、後の方に回していただきますようお願いいたします。

それから、事前質問に関する回答が、さらっと流れてしまいがちなので、一人ずつ、質問を出された委員の確認を取りながら進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

(事業者から事前質問 No. 1 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

質問を出された佐藤委員、何かありますか。

[佐藤委員]

14 ページの発電施設の概要というところの図というのは、12 ページの図では、ピンクで塗られた斜線の部分が施設がある場所だと思うのですが、具体的には、取水設備から発電所まで、パイプか何かで水を引っ張ってくるということでしょうか。

[事業者]

その通りでございます。

取水設備から道路沿いに、配管等で取水設備から、生産設備、発電設備の方へ、水を送る予定です。

[佐藤委員]

湾曲した道路がありますが、これに沿って配管を作ることでしょうか。

[事業者]

はい。その通りです。

[佐藤委員]

はい。了解いたしました。

[平塚委員]

それでは、2 番目の質問について、お願いします。

(事業者から、事前質問 No. 2 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

2番目の質問に対しては、県の担当の方は同席していますか。

[事務局]

こちらにつきましては、意見照会の際に盛岡広域振興局から出された意見ですが、本日は同席しておりませんので、再質問等はございません。

[平塚委員]

はい。分かりました。

それでは、3番目の質問についてお願いします。

(事業者から、事前質問 No. 3 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

自然保護課は、これでよろしいですか。

[自然保護課]

はい。これでよろしいです。

[平塚委員]

続きまして、4番についてお願いします。

(事業者から、事前質問 No. 4 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

県民くらしの安全課、これでよろしいですか。

[県民くらしの安全課]

特にございませぬ。

[平塚委員]

次は飛ばしまして、6番についてお願いします。

(事業者から、事前質問 No. 6 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

都市計画課、よろしいですか。

[都市計画課]

はい。よろしいです。

[平塚委員]

では、7番についてお願いします。

(事業者から事前質問 No. 7 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

質問を出された齊藤委員、いかがですか。

[齊藤委員]

硫化水素についてですが、方法書以降で詳細検討に基づき予測評価をするということですので、現時点では、これでよろしいです。

[平塚委員]

はい。分かりました。続きまして8番をお願いします。

[島田委員]

こちらの質問は、希少種名が出ているので、後に回した方が良くと思います。

[事務局]

失礼しました。こちらにつきましては、一般の質問に入れて整理していました。

こちらにつきましては、傍聴者は帰られておりませんが、後回しにして、希少種の審議の際に併せて、ご説明いただければと思います。

[平塚委員]

分かりました。それでは9番について、お願いします。

(事業者から、事前質問 No. 9 に対する回答について説明がありました。)

[平塚委員]

質問者の島田委員、いかがですか。

[島田委員]

こちらの区域に生育しているのは、ほぼダケカンバの林だと考えていますが、配慮書の190ページに、一部オオシラビソ群落が入ると書いてありますが、その面積が分かれば教えてください。

[事業者]

現在、植生図の方は精査している段階で、オオシラビソ群落の改変面積を数字では出していないのですが、現時点で、オオシラビソ群落もわずかに改変面積に含まれている状況です。

大半は、ダケカンバの林です。



[島田委員]

はい。分かりました。

[平塚委員]

はい。ありがとうございました。

それでは、予め委員の皆様から提出していただいた質問のうち、希少種を除く質問に対する回答がありました。これから、全般的な事項、希少種を除く事項について審議に入りますので、皆様から質問をお願いしたいと思います。

[佐藤きよ子委員]

配慮書の14ページの発電設備の図のところなのですが、気水分離器の下の方に、薬注とありますが、これはシリカスケールを除去したりするために薬品を注入したりするのですが、そういった時に、硫酸とか、シリカスケールが混じったものを還元井に戻してしまって大丈夫なのでしょうか。

それから、隣にフラッシュタンクがあり、ここから煙が出ていますが、この煙は、具体的に何が出てくるのでしょうか。

[事業者]

薬注は、硫酸を添加します。これは、シリカの熱水配管や、還元井への不着を防止するために、微量ですが、添加するものでして、外の施設でも実際にされているのですが、特に大きな環境影響を引き起こしている事例はありません。

フラッシュタンクから出ているものは、これは、気水分離によって、熱水と蒸気を分離して、熱水は流れていくのですが、さらに大気中に開放するというので、ここでもう一度蒸気が出るということになります。ここには、基本的に蒸気が含まれているということになります。

[佐藤委員]

硫酸を加えることによって、外のものは全然出ないんですね。  
水蒸気だけですか。

[事業者]

そうですね、若干硫化水素が出る可能性があるのですが、濃度的には、大したものではないです。ほぼ蒸気になります。

[佐藤委員]

そのまま出しても、大丈夫なんですね。

[事業者]

はい。そうなります。

[平塚委員]

このシリカスケールというのは、必ず付いてしまうのですか。

[事業者]

地熱のフィールドによって全然違うものでして、この地域は、現在のところ、確認されているのは、大半は蒸気だけでして、熱水にはほとんどシリカが付いていないということで、今のところ、分析した限りにおいては、シリカの濃度が非常に低いので、現在は、薬注を計画していますが、今後詳細を詰めていく段階で、行わない可能性もあるということです。

[平塚委員]

他には、どうですか。

それでは、私からまとめてお聞きします。

まず、配慮書の4ページですが、この15,000kwという出力は、これはどのように決めたのでしょうか。

[事業者]

この15,000kw級という規模につきましては、これまで実施してきました地熱資源量の評価から、15,000kwと推定しました。

具体的には、長期噴気試験により、確立されました蒸気流量、そして、地下のモデルに基づく数値シミュレーションによる予測でございます。

[平塚委員]

はい、分かりました。

この発電所は、何年間維持される予定でしょうか。

[事業者]

操業年数でしょうか。

[平塚委員]

そうです。

作り直し、いわゆるリプレースまではどのくらいの期間を想定していますか。

[事業者]

現時点の主要設備の耐用年数は15年と計画しておりまして、ただし、既存の地熱発電所では、20年、それ以上の期間持っていることから、20年から30年は持つということで検討しております。

[平塚委員]

はい。分かりました。

一応、想定としては、電力の消費地はどこを考えているのでしょうか。

[事業者]

現時点では、電力会社に売電して、その先は専門会社に従って運ばれていくことになるかと思えます。

[平塚委員]

はい。分かりました。

配慮書の10ページですが、既に坑井調査は終わっているのでしょうか。

[事業者]

はい。終わっています。

[平塚委員]

稼働前に、新たに井戸を掘るということは、あり得るのでしょうか。

[事業者]

現時点で利用できる井戸はございませんので、建設期間中、4年間の間に、合計4本の生産井を掘削しまして、本生産井の方は2本掘削して、操業を行う予定です。

ただ、地熱発電所というのは、一般的に経年的に蒸気流量が減ってきますので、そのために補充井というものも、計画に盛り込んでいます。

[平塚委員]

その場合、今回の事業実施想定区域内で、新しく掘ることになるのでしょうか。

[事業者]

はい。その通りです。

[平塚委員]

はい。分かりました。

では、11ページですが、第2段落の2行目に「環境影響に有意な差異のある複数案は存在せず」とありますが、同じような候補地がいくつかあったのでしょうか。いくつかの案を比較したというふうに解釈してよろしいのでしょうか。つまり、今回想定されている場所以外にも、いくつか同じような有意差の無い候補地があったのでしょうか。

[事業者]

一般的に、環境省の意見では、地熱発電所の重大な環境影響としてよく挙げられていますのは、景観、温泉、動植物等がありますが、この場合、これらの要因について有意な差があるかどうかを考えたのですが、これまでの温泉の状況、景観につきましては、近くに眺望点が無いということ、それから、動物につきましては、先ほど事業計画の部分で説明したような検討の経緯等を踏まえると、特に大きく影響があるような案というのを現実的に考えるのは難しいのではないかとということで、このような表現にしております。

具体的に、この案とこの案を比較して、有意な差が無いということまで検討したものではないです。

[平塚委員]

はい。分かりました。

地熱貯留槽までの位置関係なのですが、配慮書の10ページの地図では、オレンジ色でしか表されておりませんが、その構造というのは、どのようなものなのでしょうか。深さとか、広さとか、形とかも含めて、全ては分からないと思いますが、分かる範囲で教えてください。

[事業者]

この場所の調査では、深度的には1,500mぐらいの深いレベルにございまして、地質的には、新第三紀の火山岩類の中に、地熱貯留槽が存在していることが分かっておりまして、井戸を掘る場合には、そういう所をターゲットに掘削していくことになります。

[平塚委員]

位置関係については、どうなのでしょう。

それは、要するに、施設が地熱貯留槽に近い方が良いのでしょうか。

[事業者]

地上の生産基地から地熱貯留槽までの距離が近い方が、掘削の深度も短く取れて、その分経済性も上がるということになりますので、基本的には、近い方が事業としては有利です。

[平塚委員]

施設が、地熱貯留槽の真上にある必要はないのでしょうか。

[事業者]

10ページの図にあるとおり、貯留槽の周りは、先ほど説明したとおり保安林があったり、一定の植物群落があったりといった規制があったために、その貯留槽に届く距離を置くということで、現在、既に作成中のB基地の周辺を生産基地として利用するというような計画としております。

[平塚委員]

斜めに掘っていくのですか。

[事業者]

地熱の井戸というのは、傾斜掘りと言いまして、ある深度から曲げて斜め掘りをして、貯留槽のターゲットに当たるといような、そのような掘削をいたします。

[平塚委員]

そうしますと、先ほど、14ページに図がありましたが、これでは垂直に掘削するというイメ

ージですが、これは、実際には斜めになる訳ですね。

[事業者]

その通りです。これは概略図ですので、まっすぐなのですが、実際には、まっすぐな井戸は全くなくて、全て斜めに掘るものでございます。

[平塚委員]

ということが、この同じページにある、経済性にも関わってくるわけですね。少しずつ、分かってきました。

[平塚委員]

それでは、14 ページですが、地熱発電にもいろいろなタイプがあることと思いますが、この事業は、一言でいえば、何式になるのでしょうか。

[事業者]

発電方式でしょうか。

[平塚委員]

いわゆるシングルフラッシュという方式でしょうか。

[事業者]

シングルフラッシュ方式になります。

[平塚委員]

先ほど、佐藤委員の方から、フラッシュタンクから上がっているものの話があったのですが、冷却塔から水蒸気が出るという話でしたが、いかがでしょうか。

[事業者]

冷却塔からは、湯気のような、白濁した水蒸気と言えるものなのか微妙ですが、気体とミストが混ざったような、そのようなものが出てくることになります。

[平塚委員]

だいぶ時代が変わったので、私の昔のイメージだと、それが高く上がって、特にこのような冬に寒い場所ですと、周りの木に着氷して被害を与えるということが、かつてはあったと思います。

これについては、何らかの対策は取っているのでしょうか。

[事業者]

それにつきましては、今後、設備の設計の方で、対策を検討していきたいと考えております。

[平塚委員]

そうしますと、この冷却塔の大きさ、規模というのは、どれぐらいになるのでしょうか。

つまり、煙突のようなもので、高さを大きく伸ばせば、水蒸気が遠くに行きますし、低く設計すれば、その周辺に影響を及ぼすことになると思いますが、その辺の規模については、どういった考え方で進めるのでしょうか。

[事業者]

現時点の概略的な設計では、高さが、1基当たり、20mぐらいの規模の冷却塔を計画しております。今後、もう少し詰めた詳細設計を行っていく予定でございます。そこで再度、出来るだけ環境への配慮を考慮して、設計を進めていきたいと考えております。

[平塚委員]

はい。分かりました。

それでは、私からも一つだけお聞きしますが、先ほどの齊藤委員の質問にも関係ありますが、脱硫装置を付けられますか。

[事業者]

現時点では、噴気試験で得られておりますガス濃度の結果からは、それほど高い濃度にはならないと想定しております。この安比地域では、現時点では脱硫装置については、考えておりません。

[平塚委員]

そうしますと、先ほどのお答えのように、拡散で処理するということですね。

[事業者]

はい。そうです。

[平塚委員]

分かりました。

他にありますか。

[佐藤きよ子委員]

地下から出る蒸気とか熱水に、イオン水が出るのですけども、窒素化合物とか、Noxとか、そういったものは入っていませんか。後処理の部分には書いてありませんが。

窒素化合物とかが出てくると思うのですが。

[事業者]

窒素関係は、窒素ガスは、微量には含まれております。

[佐藤きよ子委員]

窒素と言いますか、N2ではなくて、Noxとかですが、そういったものはどうですか。

[事業者]

N2は出ますが、それ以外の窒素化合物は含まれておりません。

[佐藤きよ子委員]

そうですか。分かりました。

[平塚委員]

よろしいですか。

はい、それでは篠木委員、お願いします。

[篠木委員]

専門的な設備の話からは少し離れるのですが、先ほど、この事業を行って、電力会社に売電するというお話でしたが、そうすると、この施設を引き受ける八幡平市民の方々にとっての、この施設を引き受けることになる意義、社会的な影響について、どのように考えているのかをお聞かせください。

[事業者]

八幡平地熱さんからは、環境資源の一つとして、地熱発電所ができればいいというお言葉をいただいております。

岩手県は、南の方に松川地熱発電所がございまして、北の方にもそういった施設があれば、観光資源として、あるいは、学校などでの再生可能エネルギーの授業でも使えるというお言葉をいただいております。

[篠木委員]

そうすると、授業等での活用というような可能性もあるとは思いますが、そのようなことは積極的におやりになるというように考えてよろしいのでしょうか。

[事業者]

はい。三菱マテリアルが出資しております会社では、可能な限り、見学等は受けるようにしております。

[平塚委員]

例えば、農業用のハウスとか、魚の養殖とか、地域暖房とか色々例はあると思うのですが、まだ、そういう具体性はないんですね。

[事業者]

そのような、熱利用に関しては、今現在、特に検討はしておりません。

消費地をどういった所に作るのかとか等については、そういったことも検討が必要だと思っています。

また、そのような要望は、今のところございません。

[平塚委員]

はい、分かりました。

それでは、他にありますか。

[鈴木委員]

先程、取水する場所についてご説明がありましたけども、取水による環境影響の予測、あるいは、評価というものは行われるのでしょうか。

[事業者]

水質的な環境影響ですか。

[鈴木委員]

私が、今気になっているのは、そこに生息している生物です。

[事業者]

現地では、先ほど御説明したとおり、全体の取水量のうち、沢から取水する水の量がごく僅かなので、共用中の沢の生物に対する影響を予測するという事は考えておりません。

方法書段階で、工事中の水の濁りによる生き物への影響というものについては、方法書にも選定して予測評価をしていかなければならないと思います。

[鈴木委員]

例えば、流量に対して取水する量がどのくらい少ないから影響は低いだろう、というような記述があればわかりやすいと思うのですが。

[事業者]

配慮書の中ではそのような記載はしていなかったのですが、取水する水の量はまだ検討中で決まっていないので定量的に影響の有無について、お答えできる状況ではないと思います。

[鈴木委員]

それともう一つですが、取水する沢の生物相調査も現時点で行っておられるのか、あるいは、これから行われる予定なのかということをお聞きしたいのですが。

[事業者]

取水する沢では、一応、魚類調査と生物相調査は行っております。

あと、両生類の調査もしております。



[鈴木委員]

ありがとうございます。

[平塚委員]

よろしいでしょうか。

他にありますか。

[佐藤久美子委員]

今の質問に関連してなのですが、結局は取水が工事期間中、もしくは、発電所が操業してからも、一定の取水量になるのではないのだとすると、やはり次の方法書では、取水はこの時期には、こういうのでいくら使うというのを明らかにしていただきたいと思うのですが。

それは、方法書では可能ですか。

[事業者]

事業計画の方で、ある程度、取水、排水のフロー図というのは示すことになりますので、具体的なものは、方法書以降でお示しできるかと思います。

[佐藤久美子委員]

わかりました。ありがとうございました。

[平塚委員]

よろしいですか。

とうことは、このプラン上では、水は全て還元井に戻すということでよろしいですか。

[事業者]

はい、その通りです。

[平塚委員]

いまいち構造が飲み込めないのですが、生産井と還元井というのは、離した方がいいのですか。それとも集中させた方がいいのですか。

全体としては、コンパクトな造り方に努力されたというご説明だったのですが。

[事業者]

基本的な計画としては、生産井と還元井は、離して運用する予定です。

どうしても、還元する水というのは、温度的に低いので、それを生産ゾーンの近くに還元してしまうと、地下が冷えてしまうということが、色々な事例、地域で判明しておりまして、それを回避するために、生産井は、基地から南西の方にあるのですが、還元井は、北東に向けて立地するように計画しております。

[平塚委員]

だから、間に発電所を挟んで、それを防ぐということですか。

[事業者]

はい。

[平塚委員]

最大で、どのくらいの距離が開いているのですか。

他の発電所の例では、随分離れたところに発電所がある例がありますね。

[事業者]

ここでは、1km くらいは離したいと考えております。

[平塚委員]

1km ですか。わかりました。

それから、配慮書段階ということで、一応伺っておかなければならないのですが、八幡平と言えば、地滑り常襲地帯ということで有名なのですが、ここに関しては、特にそういう恐れはないのですか。

地図でいうと、55 ページですか。地滑り危険箇所の①、②。それから、この地図の下の方に、4 行くらい文字がある下あたりにありますよね。それから、この地域からは外れますが、秋田県の方になりますけども、澄川温泉という、温泉そのものがなくなってしまった例もあります。一応、この事業予定地に関しては、検討されたと思うのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

現時点では、問題はないと考えております。

[平塚委員]

一応チェック済みということによろしいですか。

[事業者]

今の所、調査した限りでは、大丈夫ではないかと思えます。

[平塚委員]

わかりました。

[鷹嘴委員]

改変面積が 8 万㎡ということですが、例えば、太陽光であるとか風車というのは、目にしますので、大体どういう形の物が建つかというところを想像できるのですが、地熱の場合は、改変面積 8 万㎡に対し、どの程度の規模の建物が建って、どのように配置されるのでしょうか。

せっかく、後ろの方に写真等を添付していただいているのですが、それに対して、どの程度

見えるのか。もしかしたら、点程度にしか見えないような建物、施設というのが、本当はわかればいいのですが。その施設自体がわからないので、教えていただきたいと思います。

[事業者]

改変面積は、他の地熱発電所と比べて、特段大きいレベルのものということはありません。

その中で、どのようなものをどのように配置するかということに関しては、今後、調整を詰めていくというところではあるのですが、配慮書の中で、冷却施設の高さが20mという示したものがございしますが、こちらが建物の高さは一番高くなります。

先程、景観のところでも高さが20mの建物が建った場合には、この程度見えるのではないかとということで、現時点で想定している最大の建物を建てた場合にどうなるかというものを、景観の予測のところでも示しています。

[鷹嘴委員]

ここに建つ施設というのは、普通のビルのように、四角くて、高さが20mくらいのものでしょうか。それがどういったものかというのが、全然想像つかないです。

[事業者]

発電所の建物自体は、長方形のものになるかと思うのですが、冷却塔の高さとか形というのは、発電所によってまちまちで、まだ、全く決まっておりません。

秋田県の鹿角市にあります、澄川発電所のパンフレットがありますので、お見せします。

(委員に、事業者がパンフレットを見せました。)

[平塚委員]

澄川は冷却塔が複数あって、平らな物が4つくらいありますね。その辺は、一つでも複数でもいいということですか。

[事業者]

発電所によってまちまちです。線の本数が10以上あるところもございまして、澄川は4つですし、建物も、四角形とか、六角形とか、色々な構造でございまして。

[鷹嘴委員]

わかりました。

この配慮書に載っている眺望点からは、実際、建物は、そんなに見えないということですか。

[事業者]

208 ページの写真が、上と下でありまして、下の方に、矢印で赤く発電所施設、赤で小さく書いてあります。

これが、20mの冷却塔を作ったときにどう見えるかという事を示しており、これくらい小さく見えるということでございます。

[平塚委員]

よろしいですか。

[鷹嘴委員]

はい、影響はないということですね。

[平塚委員]

今のお話を聞いていて気が付いたのですが、コンパクトに収めたということは、全ての間を繋ぐパイプが輻輳します

本来、長くするべきものを曲げたり、ひねったりということはどうなんでしょうか。

[事業者]

設備の方は、生産基地、発電設備、管理基地とそれらを隣接させることによって配管長も短くなりますので、くねくね曲がるといったような感じではありません。

[平塚委員]

ただ意図的に曲げている所がありますよね。伸び縮みするのでU字型にしたりとか、橋みたいにするとか、そういう所がごちゃごちゃするのではないかという考えです。

そういうことはないですか。

[事業者]

そのあたりは、まだ検討中ですので、出来るだけうるさくないような、すっきりした設計を作っていきたいと思います。

[平塚委員]

希少動植物以外で、外にありますか。

[佐藤久美子委員]

もう一つ質問があります。

14ページの表の2.4.1-1の所にあるように、生産井や、還元井の方式が、抗口集合方式ということなのですが、今現在、配慮書の方では、井戸の太さというのでしょうか、どのくらいの太さで掘っていくのか、井戸のパイプの太さ等が示されていないのですが、方法書の方では大体のところが出てくる予定なののでしょうか。

[事業者]

方法書ではそこまでいきませんが、準備書で詳細な事業の計画を示したいと考えております。

[佐藤久美子委員]

例えば、一般的にはこのくらいとか、こういう範囲から想定すると、範囲がこのくらいになるということも方法書には出ないのですか。

[事業者]

範囲程度でしたら、出せなくはないのかなと思いますが、説明の仕方は検討してみたいと思います。

[佐藤久美子委員]

井戸の規模が全くイメージ出来ないよりは、あった方がこちらとしても審査がしやすいかと思しますのでよろしく願いいたします。

[平塚委員]

よろしいですか。  
他に、ありますか。

(委員からの意見、質問なし)

では、ここで一区切りいたしまして、希少動植物に移ります。  
傍聴者の方がいらっしゃいませんので、そのまま続けさせていただきます。

(非公開部分(希少動植物)の審査を行いました。)

[平塚委員]

では、これまで、各委員が述べられた意見を審査会の意見といたします。  
事務局においては、これらを踏まえて本件配慮書に関わる知事意見を作成するようにお願いします。  
以上で、安比地熱発電所設置計画(仮称)計画段階環境配慮書に関わる審議を終了致します。  
事業者の方はごくろうさまでした。  
規定の議題は以上ですけれども、その他事務局から連絡事項があればどうぞ。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡るご審議、どうもありがとうございました。  
本日、委員の皆様からいただきましたご意見を基に、知事意見を作成させていただきます。  
また、これまでと同様に、知事意見(案)が出来た段階で、委員の皆様にお送りして、内容をご確認いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。  
それから、今後のスケジュールについてでございますが、年内の審査会は今回で最後となります。  
その後ですが、以前にお知らせしておりましたが、条例アセスの2種事業に該当する火力発電所の案件の届出が、今週中に県の方に提出される予定となっております。  
ですので、これに係る現地調査、技術審査会の開催を1月中旬から2月上旬にかけて予定しております。年内にスケジュールの調整をさせていただき、年末までに、具体的なスケジュールを皆様にお知らせしたいと考えております。  
また、法アセス案件の審査は、今年度は今回で最後となる予定でしたが、実は、年内に、9

月に配慮書の審査をしていただきました案件の、今度は、方法書を提出するという連絡が、事業者からございました。

ただし、これにつきましては、縦覧等の手続にある程度の期間を要しますので、それを考慮いたしますと、年度内の審査会の開催は難しいであろうと考えてはおりますが、年度末か来年度の始めになるかは、別途、調整させていただきまして、皆様にお知らせしたいと思います。

大変忙しい時期に重なってしまい恐縮なのですが、よろしく願いいたします。

今年度の審査は、もうしばらく続くということで、委員の皆様には、お忙しい中、何度もお集まりいただき、大変恐縮ですが、何卒よろしく願いいたします。

事務局からは、以上です。

[平塚委員]

はい。ありがとうございました。

それでは、本日の会議は終了いたします。